

# 第7章 短期給付事業

## ○岐阜県市町村職員共済組合被扶養者認定基準

昭和37年12月1日

基準第1号

第1次改正 昭和38年7月26日

第2次改正 昭和39年5月23日

第3次改正 昭和39年11月6日

第4次改正 昭和40年6月15日

第5次改正 昭和41年2月28日

第6次改正 昭和42年2月27日

第7次改正 昭和43年2月26日

第8次改正 昭和44年2月27日

第9次改正 昭和45年2月27日

第10次改正 昭和46年2月25日

第11次改正 昭和59年3月30日

### (目的)

第1条 この被扶養者認定基準は、地方公務員等共済組合法第2条第1項第2号の規定による被扶養者の認定について必要な事項を定めることを目的とする。

(第3次改正)

### (認定の基準)

第2条 被扶養者とは次に掲げる者で、主として組合員の収入によって生計を維持されている者をいう。

- (1) 配偶者（内縁関係にあるものを含む。）
- (2) 子（配偶者の連れ子を含む。）のうち満18歳未満の者
- (3) 父母、祖父母、曾祖父母のうち満60歳以上の者
- (4) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者のうち、満18歳未満、満60歳以上の者
- (5) 重度心身障害者
- (6) 満18歳以上の者で学校教育法並びに私立学校法に規定する学校に在学する者。ただし、夜間授業を受ける者及び1週間の修業時間が15時間以内のものは除く。

2 前項各号に掲げる者のうち、その所得が地方公務員等共済組合法運用方針に規定する基準額以上を有する場合は被扶養者としなない。

3 前2項に規定する者のほか、特別の事由により被扶養者として認定を必要とする場合

は理事長において定める。

(第1次改正) (第2次改正) (第4次改正) (第5次改正) (第6次変更) (第7次改正) (第8次改正) (第9次改正)  
(第10次改正) (第11次改正)

(認定の手續)

第3条 被扶養者の認定は、組合がこれを行う。

- 2 組合員は、被扶養者を有するとき、又は有するに至ったときは、直ちに組合員証と共に被扶養者申告書並びに添付書類を市町村長を経て組合に提出しなければならない。
- 3 組合員は、被扶養者の氏名に変更があったとき、又は被扶養者の要件を欠くに至ったときは、直ちに組合員証と共に被扶養者申告書に所定の事項を記載の上市町村長を経て組合に提出しなければならない。
- 4 被扶養者申告書に添付する書類は次のとおりとする。
  - (1) 養子、連れ子、内縁関係にある配偶者等については、住民票の謄本又はその事実を確認するに必要な書類
  - (2) 前条第1項第6号に規定する学校に在学するものについては、当該学校の発行する在学証明書
  - (3) 生活保護法の規定により生活扶助をうけているものについて、当該福祉事務所長の事実に関する証明書
  - (4) 重度心身障害者については、その者の身体障害者手帳の提示又は医師の診断
  - (5) 同居の要件を必要とするものについては、住民票の謄本又はその事実を確認するために必要な書類
  - (6) 前条第3項に該当すべき場合は、長期に亘る稼働能力不能事実証明書又は医師の診断書及び組合員が扶養すべき事由を記載した市町村長の添書
- 5 前項各号の証明書等を徴収してもなおその扶養の事実が確認し難いときは、実地調査等により、確認のうえ認定するものとする。

(第11次改正)

(認定の効果)

第4条 認定の効果は、法第55条第2項に規定する日よりとする。ただし、第2条第3項に規定する場合においては認定の日よりとする。

附 則

この認定基準は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則 (昭和38年7月26日)

この認定基準は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日より適用する。

附 則 (昭和39年5月23日)

この認定基準は、公布の日から施行し、昭和38年12月20日より適用する。

附 則 (昭和39年11月6日)

この変更は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則 (昭和40年6月15日)

この認定基準の改正は、公布の日から施行し、昭和39年12月17日から適用する。

附 則（昭和41年2月28日）

この認定基準の改正は、公布の日から施行し、昭和40年12月27日から適用する。

附 則（昭和42年2月27日）

この変更は、公布の日から施行し、昭和41年12月21日から適用する。

附 則（昭和43年2月26日）

この認定基準の変更は、公布の日から施行し、昭和42年12月22日から適用する。

附 則（昭和44年2月27日）

この認定基準の変更は、公布の日から施行し、昭和43年12月21日から適用する。

附 則（昭和45年2月27日）

この認定基準の変更は、公布の日から施行し、昭和44年12月2日から適用する。

附 則（昭和46年2月25日）

この認定基準の変更は、公布の日から施行し、昭和45年12月17日から適用する。

附 則（昭和59年3月30日）

この認定基準の変更は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。